

1 男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化

(1) 少子高齢化と人口減少社会

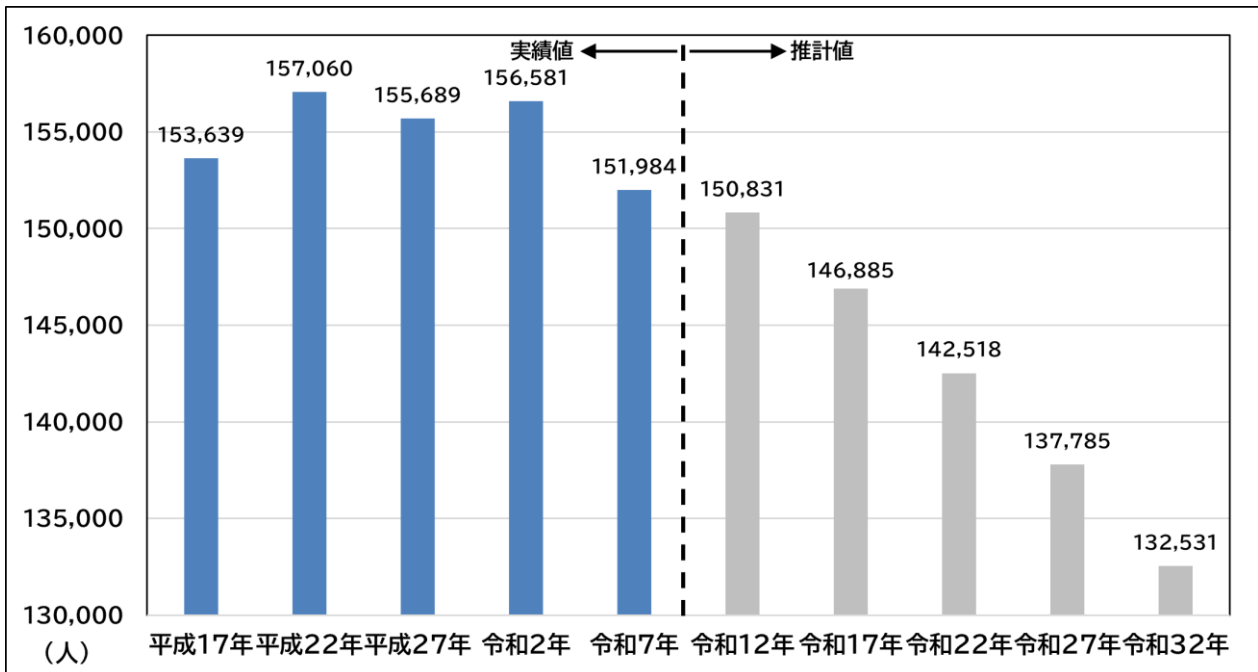
ひたちなか市の人口は、常住人口調査によると、令和7年10月1日現在で151,984人です。(図表1「人口の推移」参照)。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、市の人口は平成22年(2010)年の157,060人をピークに、令和32年(2050)までに132,531人にまで減少し、総人口が令和2年(2020)からの30年間で2.4万人(15%)減少することが予測されています。

今後ますます、ひたちなか市においても、少子高齢化の進行が見込まれています。同期間に、生産年齢人口(15~64歳)が約2.7万人(28%)、年少人口(0-14歳)が約7千5百人(38%)減少するのに対して、65歳以上の高齢者人口は約1万人(25%)増加することから、地域の経済社会的な活力の低下が懸念されています。

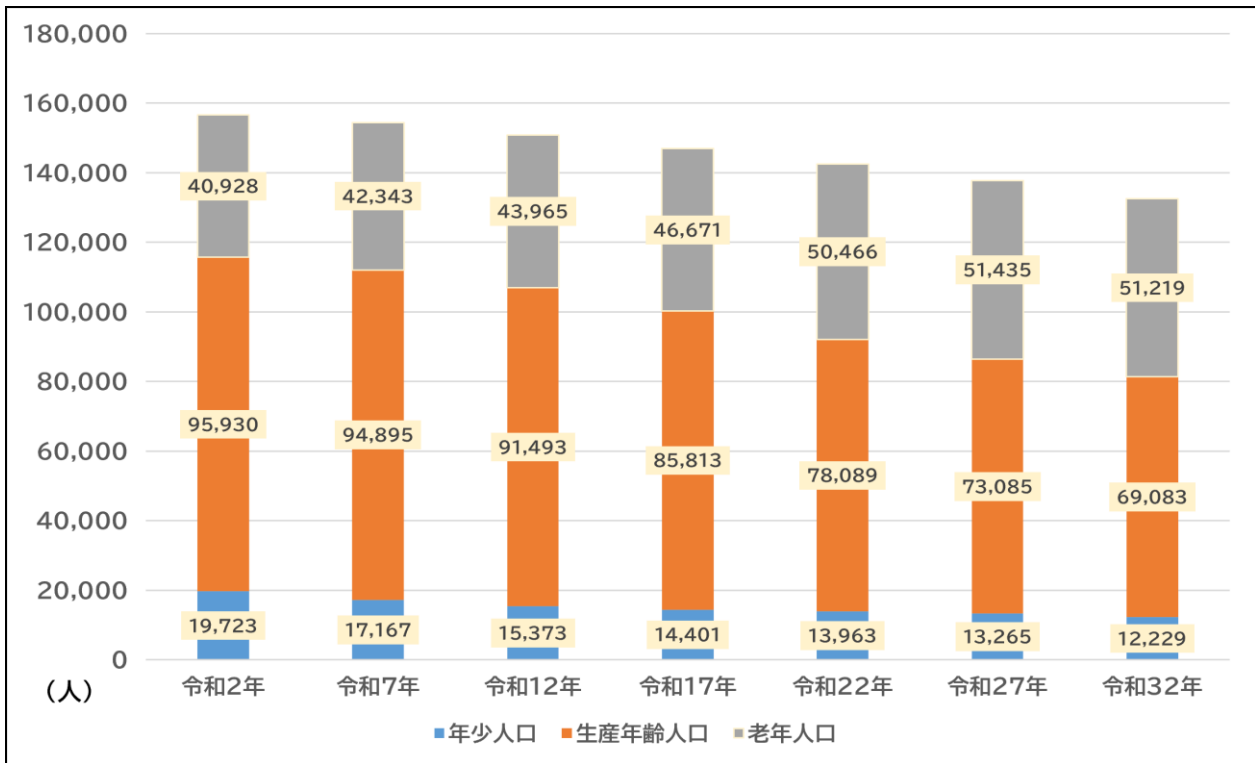
このことから、労働力人口の減少が見込まれ、経済状況を活性化するためにも、女性や高齢者などの意欲と能力が発揮できる雇用環境のさらなる整備が必要と考えられます。

【図表1】 人口の推移 (ひたちなか市)



資料 実績値については「国勢調査」及び「常住人口調査」(各年10月1日現在)
 推定値については国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」をもとに作成

【図表2】 年齢3区分別人口推計（ひたちなか市）



資料 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」をもとに作成

（2）世帯の家族類型の変化

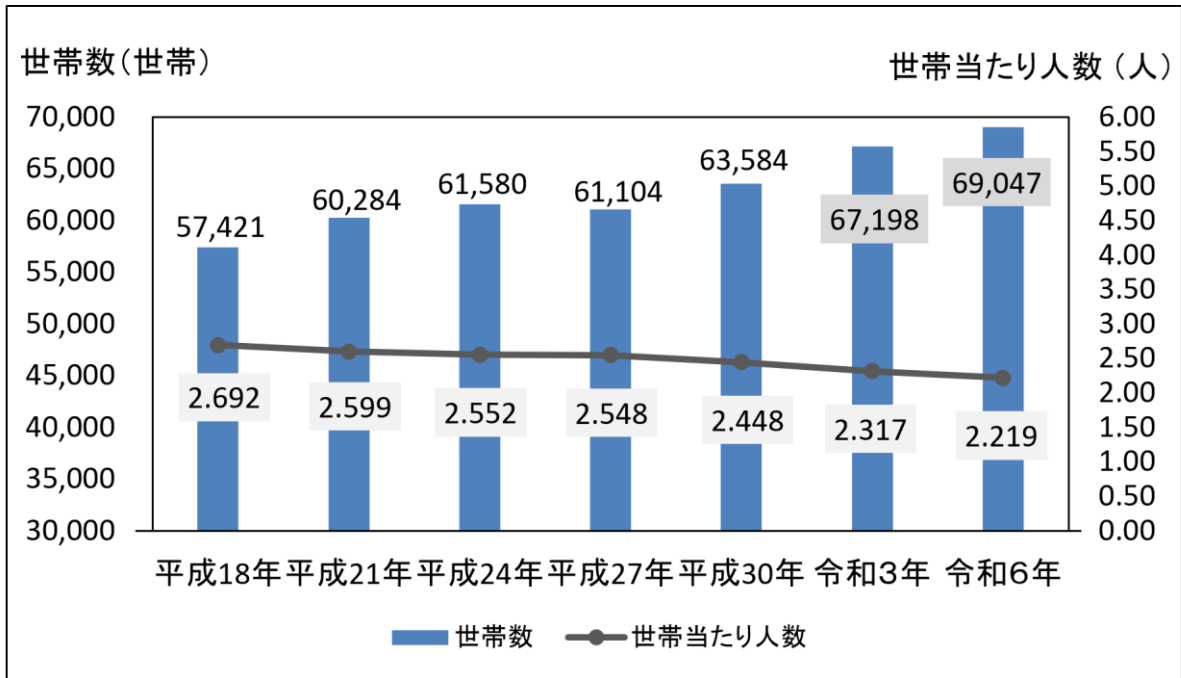
「国勢調査」及び「常住人口調査」によると、平成18年から令和6年までの18年間で、世帯数は約1万世帯以上増えましたが、一世帯当たりの平均人員は徐々に減少しています。（図表3「世帯数及び世帯当たりの人数」参照）。これは、未婚化・晩婚化による単身者の増加や（図表4「未婚者の推移」参照）、少子高齢化の進行と生活様式の変化による高齢単身者（65歳以上の単独世帯）の増加が要因と考えられます。

市の世帯構成の変化を見ると、平成12年（2000）から令和2年（2020）までに、単独世帯、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の増加が顕著です。単独世帯は、平成12年に比べて10,248世帯（1.9倍）に増加していますが、その中でも高齢単身世帯は、4,508世帯（3.2倍）に増加しています。また、高齢夫婦世帯（夫65歳以上妻60歳以上の夫婦のみ世帯）も4,769世帯（2.3倍）増加し、生活上の困難を抱えるリスクの高い人たちが増加しています。また、父子世帯は、平成12年から令和2年まで徐々に減少傾向にあります。母子世帯は、平成12年から22年にかけて急激に増加しました。しかし、平成22年から令和2年までの10年間で、約300世帯以上減少しています（図表6「母子・父子世帯数の推移」参照）。

このような家族形態の変化により、これまで家族単位で担ってきた育児や介護を社会全体で担っていけるような仕組みづくりが、これまで以上に求められていると考えられます。

第2章 計画策定の背景

【図表3】 世帯数及び世帯当たりの人数（ひたちなか市）

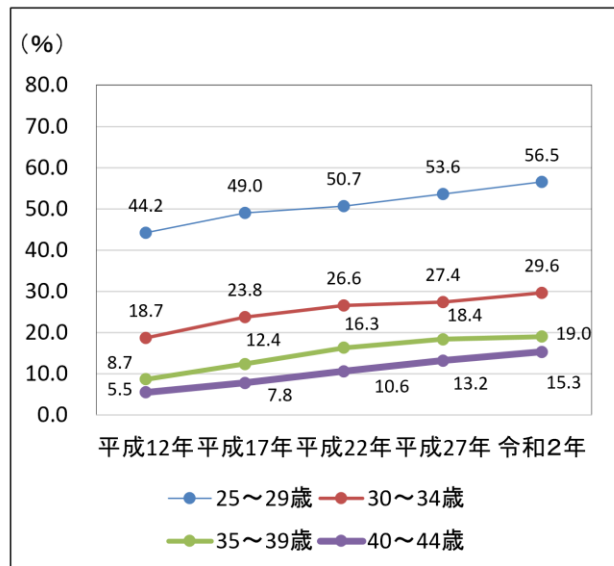
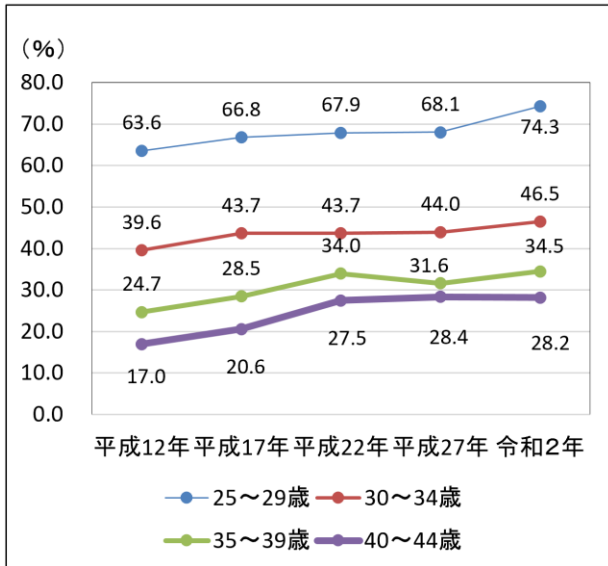


資料 「国勢調査」及び「常住人口調査」

【図表4】 未婚者の推移（ひたちなか市）

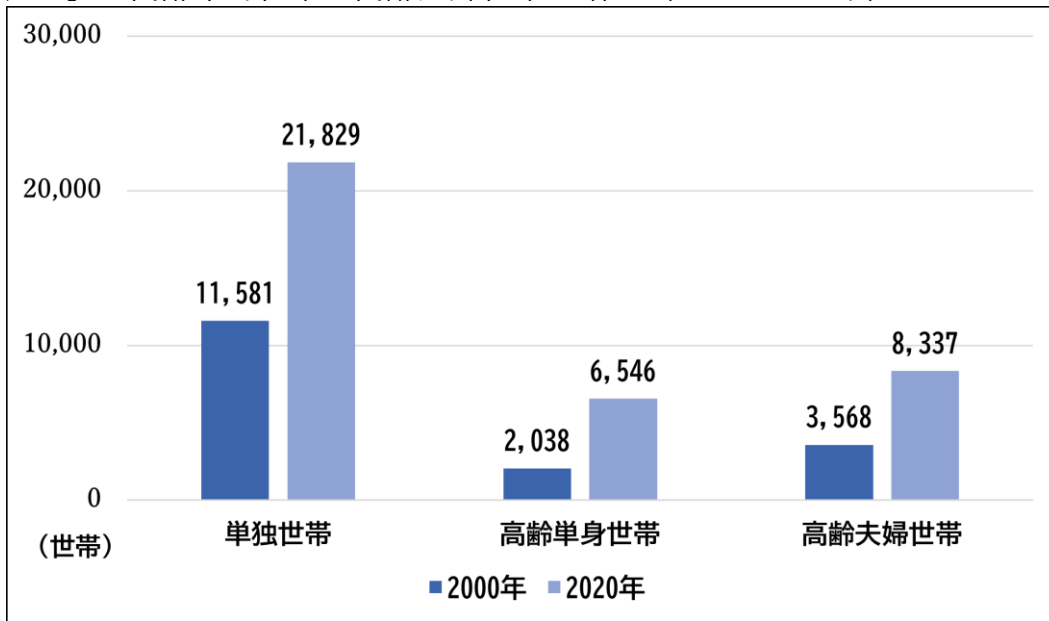
（男性）

（女性）



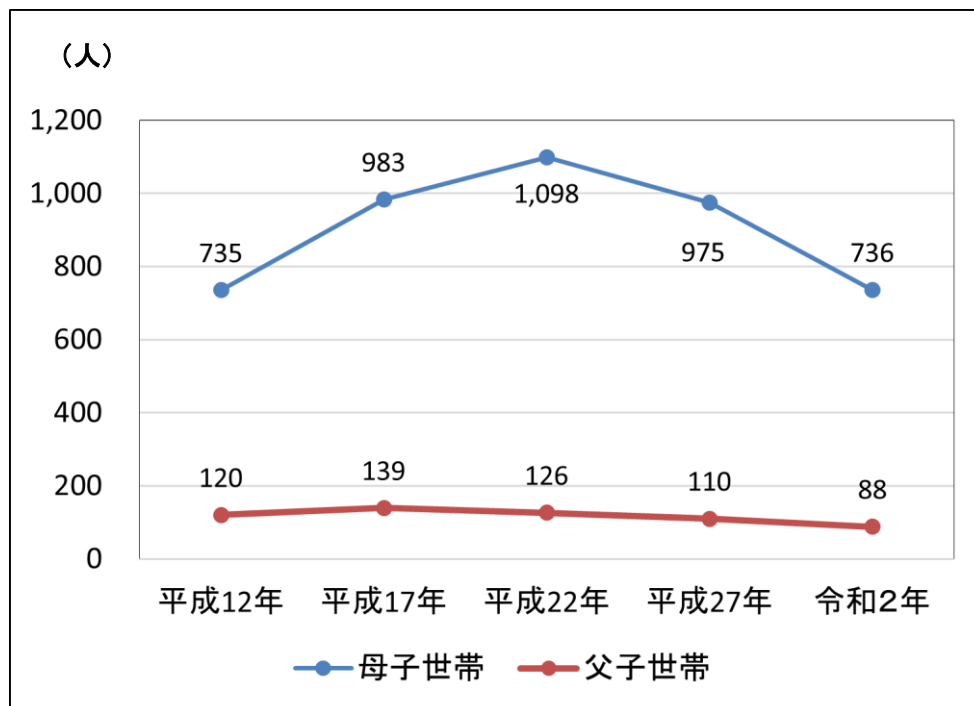
資料 「国勢調査」

【図表5】 高齢単身世帯と高齢夫婦世帯の増加（ひたちなか市）



資料 「国勢調査」

【図表6】 母子・父子世帯数の推移（ひたちなか市）



資料 「国勢調査」

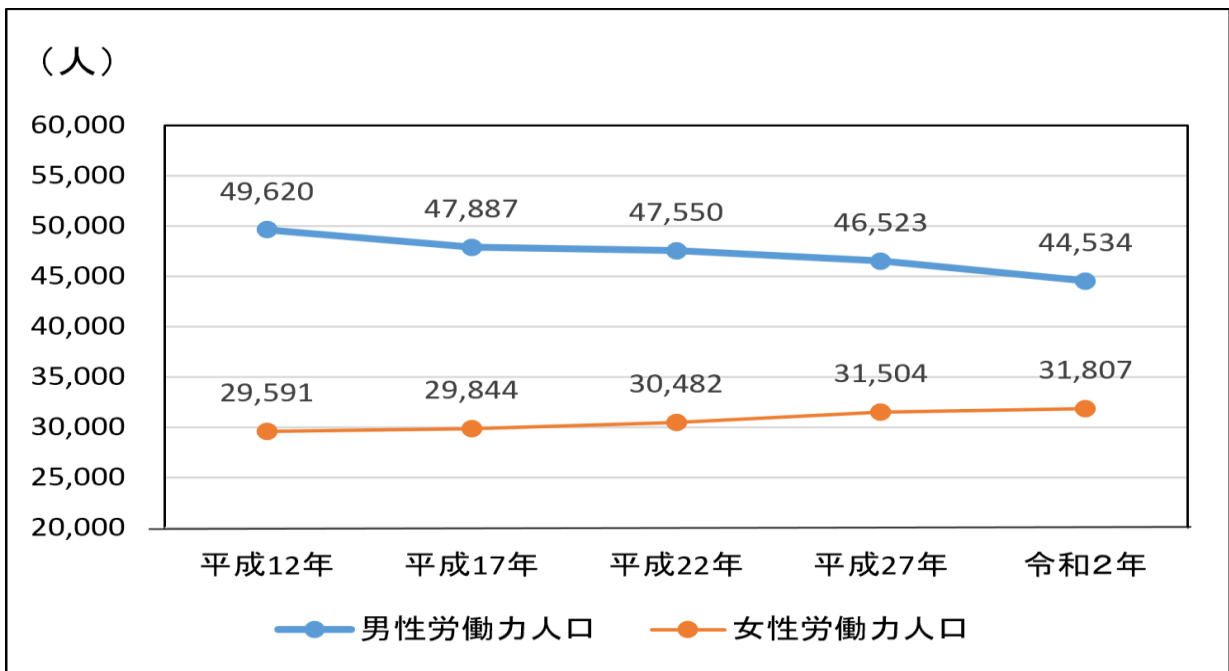
(3) 就業状況をめぐる変化

令和2年の「国勢調査」によると、本市の労働力人口は、男性が44,534人、女性が31,807人で、平成7年の調査以来、男性は微減、女性は微増の傾向にあります（図表7「労働力人口の推移」参照）。

また、共働き等世帯数の推移については、平成8年を境に共働き世帯が男性だけが働く片働き世帯を上回り、以後、共働き世帯は増加傾向、片働き世帯は急速に減少しています（図表8「共働き等世帯数の推移」参照）。

一方で、我が国の男女間賃金格差の推移については、長期的に見ると縮小傾向にあります。令和6年（2024）のフルタイムで働く一般労働者の男性の所定内給与水準を100としたとき、女性は75.8にとどまっています（図表9「男女間所定内給与格差の推移」参照）。男女間の給与格差が解消されて女性の所得が向上することは、女性の経済的自立につながるだけでなく、男女の置かれた状況の違い等を背景に生じている様々な生活上の困難を解消していく上で重要です。また、個人が尊厳をもって生きることにも密接にかかわることになります。

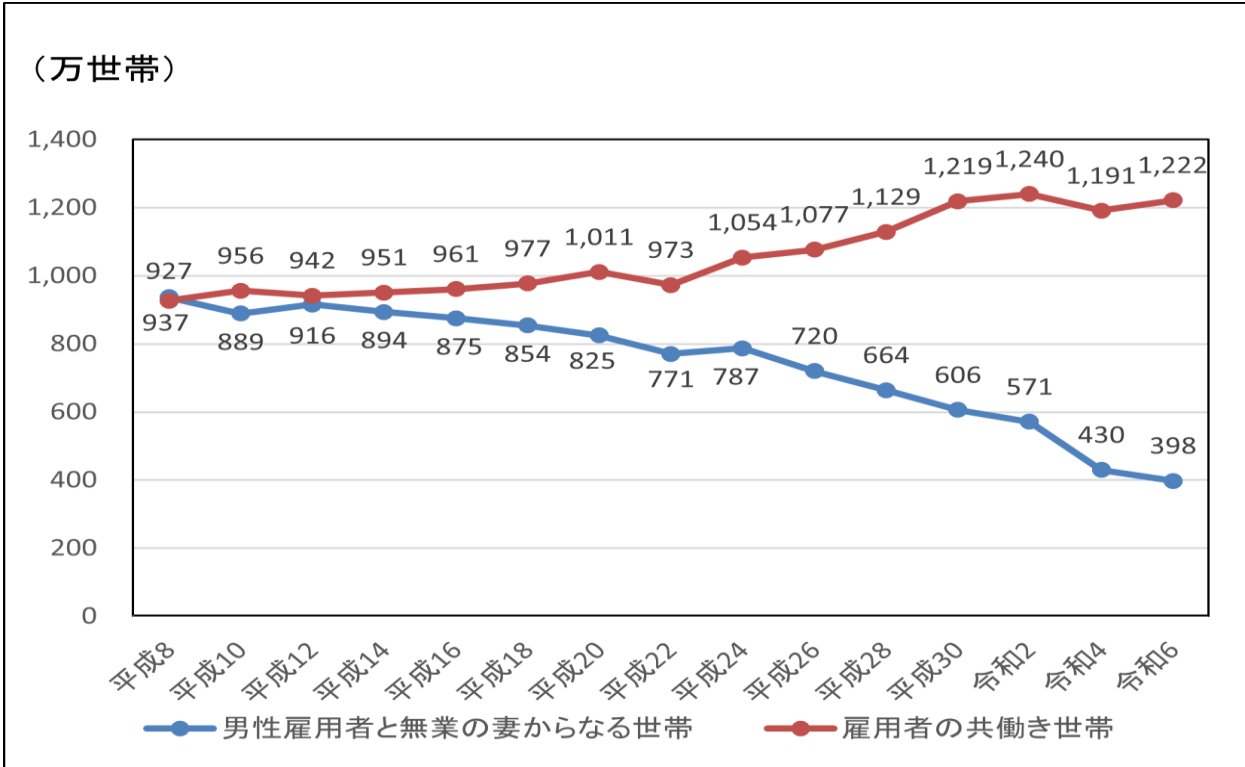
【図表7】 労働力人口の推移（ひたちなか市）



資料 「国勢調査」

労働力人口とは、労働の意思と労働可能な能力を持った15歳以上の人の総数を言います。就業者と完全失業者から構成され、経済力を示す指標の一つとされます。一方、非労働力人口とは、専業主婦や学生など労働能力はあってもその意思を持たない人や、病気や高齢等を理由に労働能力を持たない人の総数を言います。

【図表8】 共働き等世帯数の推移（全国）



※平成22年は、岩手県、宮城県、福島県を除く全国の結果

資料 「令和7年男女共同参画白書」

【図表9】 男女間所定内給与格差の推移（全国）



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における値。
 3. 給与水準は各年6月分の所定内給与額から算出。
 4. 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。
 5. 正社員・正職員とは、一般労働者のうち、事業所で正社員・正職員とする者。
 6. 雇用形態（正社員・正職員、正社員・正職員以外）別の調査は平成17（2005）年以降行っていない。
 7. 常用労働者の定義は、平成29（2017）年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30（2018）年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。
 8. 令和2（2020）年から推計方法が変更されている。
 9. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取扱いをしていたところ、平成31（2019）年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

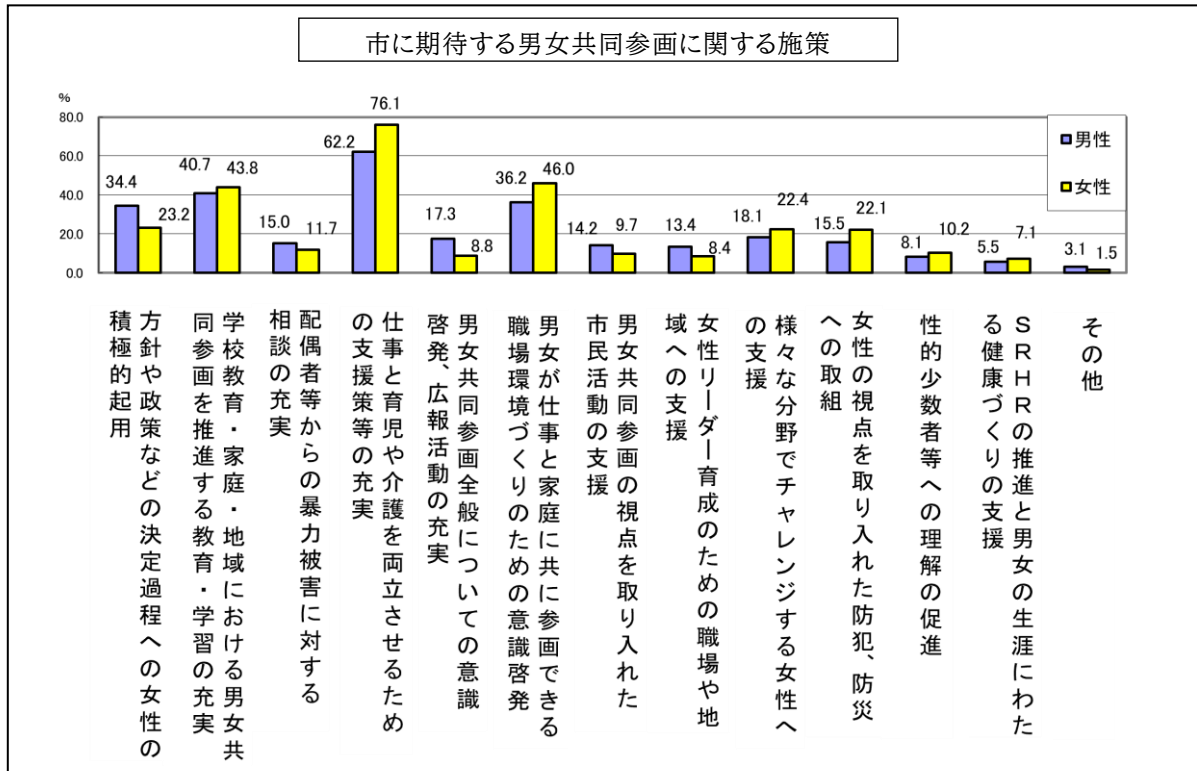
資料 「令和7年男女共同参画白書」

(4) 「今後市に期待する男女共同参画に関する施策」(「市民調査」)について

令和6年8月1日から8月31日までの期間で、市内居住の18歳以上75歳未満の男女2,000人を対象に「市民調査」を行い、市民が家庭生活や仕事の面でどのようなことを感じ、男女共同参画社会の形成について行政にどのようなことを期待しているのかを調査しました。(有効回収数929サンプル、回答率46.45%)

その中で今後、市に力を入れて取り組んでもらいたい男女共同参画の施策は、男女ともに「仕事と育児や介護を両立させるための支援策等の充実」「男女が仕事と家庭に共に参画できる職場環境づくりのための意識啓発」「学校教育・家庭・地域における男女共同参画を推進する教育・学習の充実」が、前回の調査と変わらず回答の上位を占めました。

【図表10】 市に期待する男女共同参画に関する施策



資料 「令和6年度ひたちなか市男女共同参画に関する市民調査」

※SRHR (セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

性と生殖について、私たち一人ひとりが適切な知識と自己決定権を持ち自分の意志で必要なヘルスケアを受けることができ、自らの尊厳と健康を守ることができる権利。